

1. 申込み資格
 - (1) 赤村内外の居住を問いません。
 - (2) 自ら居住する住宅を建築するため、住居専用宅地を必要とする方。
 - (3) 譲渡代金を指定の期日までに納入できる方。
 - (4) 連帯保証人を1名定めることのできる方。

2. 申込み方法：区画を指定して、次の書類を添えて申込みしてください。
 - (1) 分譲宅地購入申込書。
 - (2) 住民票謄本1通。（世帯全員）
 - (3) 源泉徴収票（給与所得者）、所得証明書（給与所得者以外）、預金残高証明書（無職等）のうち、いずれかの証明書。
なお、年収は、給与所得者にあつては総支給額が300万円以上、自営業の方については総所得金額が200万円以上ある方に限ります。
 - (4) 資産証明書1通。（申込者及びその配偶者による不動産取得の有無）

3. 分譲の条件
 - (1) 契約を締結した日から、1年以内に住宅建築に着手しなければなりません。
 - (2) 契約を締結した日から5年間は、第三者に売買及び賃貸使用等はできません。
 - (3) 購入後、宅地の維持管理は購入者の負担とします。A区画、B区画については、敷地排水の関係上、共有地があり、両者にて維持管理を行うこと。また、C区画については、宅地横の水路について維持管理を行うこと。
 - (4) 分譲引渡し後の宅地周辺の清掃等管理は居住の全世帯で行って下さい。
 - (5) 住宅建設の折は、合併浄化槽の設置を義務づけます。（補助金制度有り）
 - (6) 現在地に住民登録を行い、隣組へ加入してください。

4. 抽選方法
 - (1) 申込の受付期間終了後、書類による資格審査を行います。
 - (2) 指定した区画を複数の資格審査合格者が希望していた場合、抽選により分譲の決定を行います。
 - (3) 抽選の日時等については資格審査後、文書にて通知を行います。

5. 支払方法
 - (1) 分譲確定後、14日以内に契約を締結し、その際に譲渡代金の20%を契約時内金として納入していただきます。
 - (2) 宅地譲渡契約締結後90日以内に契約時内金を差引いた残りの金額を納入していただきます。
 - (3) 契約時内金は、契約解除の場合は返還しますが利子につきません。

※注意 必ず申込者の印鑑及び必要書類を持参のうえ、所定の申込書でお申込みをしてください。
(郵便及び電話での申込みは一切受けません。)
申込者及び関係書類に不備があった場合、受理することはできません。